

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（住宅課）

一 趣旨

社会情勢の変化を踏まえ、特定公共賃貸住宅の一部を県営住宅に準ずる住宅とするための改正

二 内容

- (一) 埼玉県特別県営住宅条例に、県営住宅に準ずる住宅を追加
- (二) 規定の整備

三 施行期日

平成三十一年一月一日